

公道走行にあたってのチェックポイント その1-1

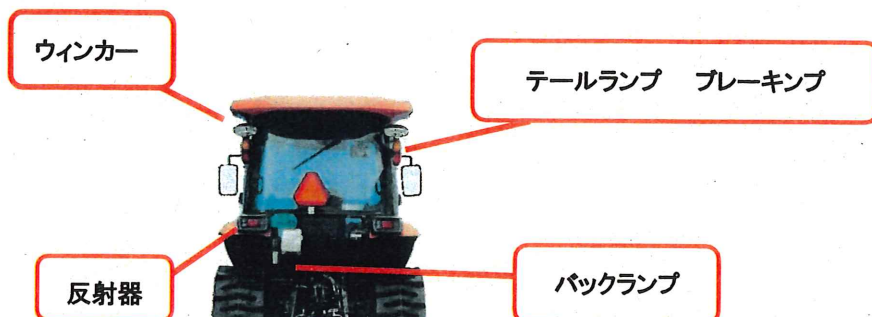
チェックその1 (灯火器類の確認)

チェックその2 (車両幅の確認)

チェックその3 (安全性の確認)

チェックその4 (免許の確認)

★チェックその1 (灯火器類の確認)



農作業機を装着しても、灯火器類(方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯)が他の交通から確認できることが必要です。

農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

Q 各種灯火器類が見えるかどうかや安定性の確認はどうすれば良いでしょうか。

A 灯火器類については、保安基準に基づき、前方・後方から見て確認できるかどうかで判断します。安定性については、にちのうこう日農工^{*}のホームページで確認できます。また、いずれも、お近くの農機販売店においても確認できます。

※ にちのうこう「日農工」とは、「一般社団法人日本農業機械工業会」の略称です。ホームページアドレスは、「<http://www.jfmma.or.jp/>」です。

Q 新たな各種灯火器類はどこに行けば取り付けられますか。

A 各農機メーカーでは、公道走行に向けた各種灯火器類を販売します。詳細は各農機販売店にお問い合わせください。

公道走行にあたってのチェックポイント

その1-2

チェックその1 (灯火器類の確認)

チェックその2 (車両幅の確認)

チェックその3 (安全性の確認)

チェックその4 (免許の確認)

★チェックその1 (灯火器類の確認)

①確認できない(見えない)場合に必要に対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要*があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の農耕トラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯については取付義務がないので、作業機を装着した場合でも設置の必要はありません(その場合でも、前照灯、方向指示器は装着義務があるため、設置する必要があります)。

灯火器類が確認できない例>



新たに各種灯火器類を設置する

②確認できる(見える)場合でも必要に対応

ア 灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側(農作業機の端)から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。

イ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

※道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドライト)	: 最外側から40cm以内(可能な限り)、高さは50cm(可能な限り)以上120cm(可能な限り)以下(夜間に前方50m先の障害物を確認できること)
車幅灯(ポジションランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下(夜間に前方300mから確認できること)
尾灯(テールランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(夜間に後方300mから確認できること)
後部反射器	: 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下(夜間に後方150mから確認できること)
制動灯(ブレーキランプ)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下(昼間に後方100mから確認できること)
後退灯(バックランプ)	: 高さは地上25cm以上120cm(可能な限り)以下(昼間に後方100mから確認できること)
方向指示器(ウィンカー)	: 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下(昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること)

公道走行にあたってのチェックポイント その2

チェックその1 (灯火器類の確認)

チェックその2 (車両幅の確認)

チェックその3 (安全性の確認)

チェックその4 (免許の確認)

★チェックその2 (車両幅の確認)

- ① 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

○ 幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

機体左側に後写鏡(サイドミラー)を設置する必要があります。

※道路運送車両の保安基準により、以下のように定められています。
幅が1.7mを超える場合、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び左外側線付近を確認できること。

左側後写鏡



- ② 農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。幅が2.5mを超えている場合には、**道路法に基づく特殊車両通行許可**が必要です。

○ 幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

ア 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得る必要があります(農道は許可を得る必要はありません)。

イ 車両の最外側が分かるよう、外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。

ウ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

エ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※道路運送車両法の保安基準により、車両の幅は2.5m以内と定められています。

道路法においても、車両の幅は2.5m以内と定められています。

外側表示板(前面及び後面の左右両側)



灯火器(左右両側) 前面(白色) 後面(赤色)

反射器 後面(赤色)

▽車幅表示

公道走行にあたってのチェックポイント その3

チェックその1 (灯火器類の確認)

チェックその2 (車両幅の確認)

チェックその3 (安全性の確認)

チェックその4 (免許の確認)

★チェックその3 (安全性の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。その場合は、**運行速度15km/h以下**で走行しなければなりません。

○ 安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下での走行制限はありません。

○ 安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「**▽ 運行速度 15 キロメートル毎時以下**」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



Q 安定性の確認はどうすれば良いでしょうか。

A 安定性については、^{にちのうこう}日農工[※]のホームページで確認できます。また、いずれも、お近くの農機販売店においても確認できます。

※ 「^{にちのうこう}日農工」とは、「一般社団法人日本農業機械工業会」の略称です。ホームページアドレスは、「<http://www.jfmma.or.jp/>」です。

公道走行にあたってのチェックポイント その4

チェックその1 (灯火器類の確認)

チェックその2 (車両幅の確認)

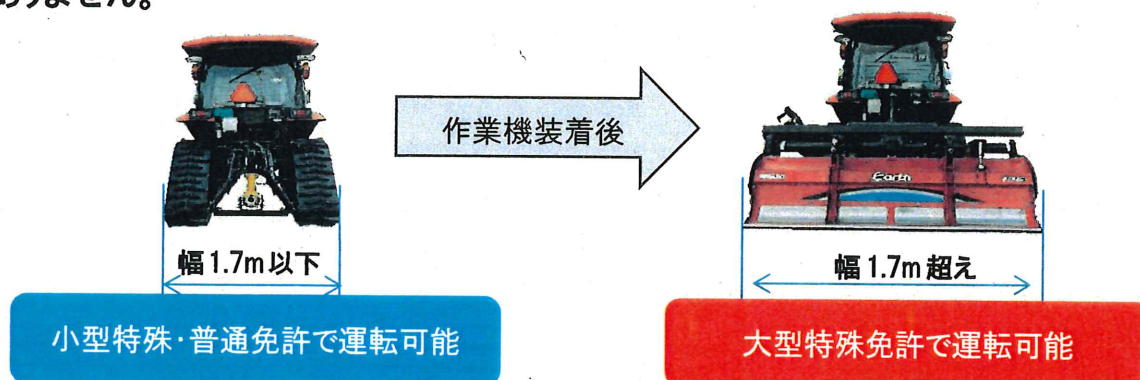
チェックその3 (安全性の確認)

チェックその4 (免許の確認)

★チェックその4 (免許の確認)

小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)を満たす必要があります。このため、農作業機を装着することにより、この寸法を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



Q 大型特殊免許はどうしたら取得できるでしょうか

A 農作業機を装着することで、全長4.7m、全幅1.7m、作業機の高さ2.0mを超える場合があります。公道走行の際は、道路交通法により、大型特殊免許が必要となります。新たに取得する場合、各免許センター、農業大学校等にご相談ください。

